

マネージメント・レター 223

住宅ローン税額控除の改正

税源移譲の実施に対応するための住宅ローン税額控除の住民税の特例

以前にもご紹介しましたが、改めてご説明いたします。

平成18年度の税制改正により行われた所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成19年分以降の所得税の額が減少し、住宅ローン税額控除の控除額が控除しきれなくなる者については、個人住民税について次のような措置が講じられています。

住宅ローン税額控除の適用が在る者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る）の平成19年分以降の各年分において、住宅ローン税額控除の適用可能額が当該年分の所得税から引ききれない残額がある場合については、翌年度分の個人住民税から、その残額に相当する金額を減額できることとされました。

この措置は対象者が市区町村に対し〔市町村民税及び都道府県民税住民税住宅借入金等特別控除申告書〕を各年度の提出期限（今年度は3月17日）までに提出した場合に適用することとされています。

なお、当事務所に年末調整計算を依頼された各関与先様につきましては、各担当者から上記特別控除申告書の該当者分をお渡しいたしますので各担当者にお声を掛けて下さい。

 **今月のワンポイント** 

TKC 給与計算システムを Windows98 又は Me で利用している関与先様へのお知らせです。
TKC による Windows98 / Me へのパソコンサポートが平成19年12月末で終了しました。このため、平成20年3月介護保険料率改定・平成20年4月健康保険法改定がシステム対応しておりません。
今後は料率を各自で設定するか、新しいPCへの切り替えとなります。
これらの改定時期が近づいてきましたので、該当する方はお早めにご検討ください。